

取引所のあり方について  
(関係資料)

## 証券取引法（抜粋）

## （有価証券市場の開設）

第八十条 有価証券市場は、証券業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

- 2 前項の規定は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

## （審査及び免許の要件）

第八十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。
  - 二 免許申請者が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
  - 三 免許申請者が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。
- 一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
  - 二 免許申請者が第四百四十八条、第五百十二条第一項、第五百六条の十七第一項若しくは第二項、第五百六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五百六条第一項、第五百六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六条の七第一項、第六条の二十一第一項若しくは第六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。
  - 三 免許申請者の役員のうち次のイからへまでのいずれかに該当する者があるとき。
    - イ 第二十八条の四第一項第九号イからトまでに掲げる者
    - ロ 証券取引所が第四百四十八条若しくは第五百十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、証券取引清算機関が第五百六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第五百六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合若しくは外国証券取引所が第五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員（外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者

- ハ 第六十六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第六十六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第六十六条の七第一項若しくは第六十六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株会社が第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者
- ニ 主要株主が第六十六条の七第一項又は第六十六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者
- ホ 第五十条、第五十二条第一項、第五十五条の十第二項、第五十六条の十四第三項、第五十六条の十七第二項若しくは第五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者
- ヘ 第六十六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者
- 四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（定款に定める遵守事項、法令違反行為等をした会員に対する制裁）

第八十七条 証券取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分、当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない旨並びに法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をする旨を定めなければならない。

第八十八条 証券会員制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 証券会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員等に関する事項
- 六 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 七 信認金に関する事項
- 八 経費の分担に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 会議に関する事項
- 十一 業務の執行に関する事項
- 十二 規則の作成に関する事項
- 十三 取引所有価証券市場に関する事項
- 十四 会計に関する事項
- 十五 公告方法（証券会員制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第八十九条の三第二項第九号において同じ。）

3 会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

(定款の記載事項)

第百二条 株式会社証券取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 二 規則の作成に関する事項
- 三 取引所有価証券市場に関する事項

(取引所有価証券市場の運営)

第百六条の三十二 取引所有価証券市場は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

(業務規程)

第百八条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項(会員証券取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。)に関する細則を定めなければならない。

- 一 取引参加者に関する事項
- 二 信託金に関する事項
- 二の二 取引証拠金に関する事項
- 三 有価証券の売買(有価証券先物取引を除く。第百十条第一項及び第二項並びに第百十二条第一項及び第二項において同じ。)に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法
- 四 有価証券の売買等の種類及び期限
- 五 有価証券の売買等の開始及び終了並びに停止
- 六 有価証券の売買等の契約の締結の方法
- 七 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
- 八 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等に関し必要な事項

(定款、業務規程等変更)

第百四十九条 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 2 証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則(定款、業務規程、受託契約準則及び第百五十六条の十九の承認を受けて行う有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(定款、業務規程等の変更命令)

第百五十三条 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

—市場機能を中核とする金融システムに向けて—

金融審議会金融分科会第一部会報告

平成15年12月24日

(抜粋)

3. 市場監視機能・体制の強化

(2) 市場監視体制

② 自主規制

市場の実情に精通している者が、臨機応変に自らを律していくことにより、投資家からの信頼を確保するという自主規制の理念については、何人も異論はないものと思われる。しかし、現実には理念どおりに機能していないとの指摘もある。株式会社化して営利追求する証券取引所や業界団体でもある証券業協会に有効な規制が可能かという疑問や、行政と、各証券取引所、証券業協会、日本銀行など公的主体の検査業務に重複が多いことへの批判には、真摯に対応すべきである。

まず、自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきである。そのために、資本関係のない別法人とするか、親子・兄弟法人とするか、同一法人内の別組織とするかは、自主規制の現場の品質管理といった側面も踏まえて検討される必要がある。有効な体制を実現するために制度的な手当が必要であれば、選択肢が用意されることが望ましい。いずれにせよ、自主規制業務の独立した遂行体制を確立することは、広報活動や政策提言など、業界団体としての活動を制約なく行っていく上でも有益であることを銘記すべきである。

(以下略)

## 取引所が制度上取り得る組織形態

○ 取引所（＝有価証券市場開設者）の要件（証券取引法第 85 条）

【営利】 株式会社（政令に定める額（10 億円）以上の資本金）

または

【非営利】 証券会員制法人（証券取引法に基づく非営利法人）

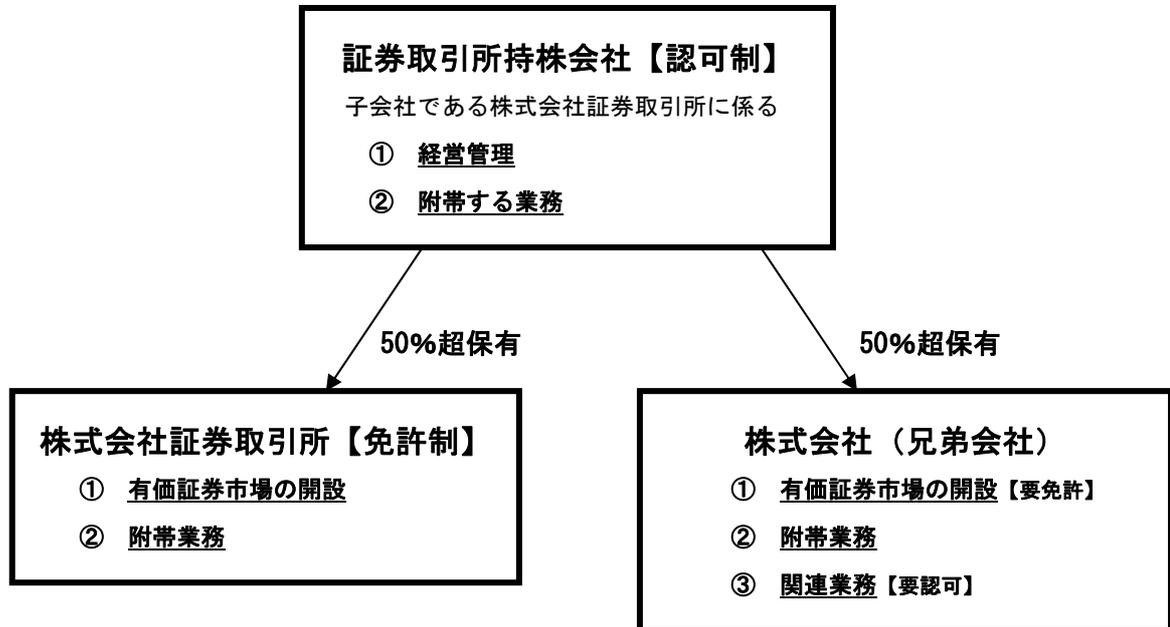
○ 関連会社等の業務範囲（証券取引法第 87 条の 2、2 の 2、106

条の 23、24）

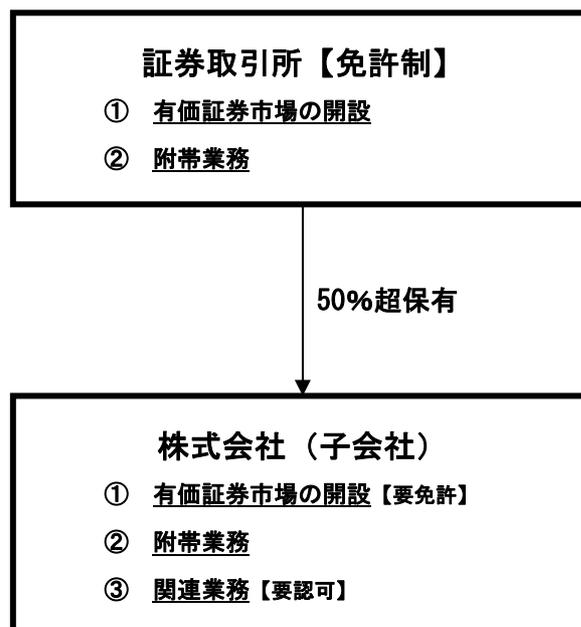
- ・ 取引所本体 ⇒ 市場開設業務、附帯業務
- ・ 親（持株）会社 ⇒ 取引所の経営管理およびその附帯業務
- ・ 兄弟会社 ⇒ 市場開設附帯業務、関連業務（※）
- ・ 子会社 ⇒ 市場開設業務、附帯業務、関連業務（※）

（※）関連業務はいずれも要認可

## 1. 証券取引所持株会社制度



## 2. 子会社設置形態



## 証 券 取 引 所 の 概 要

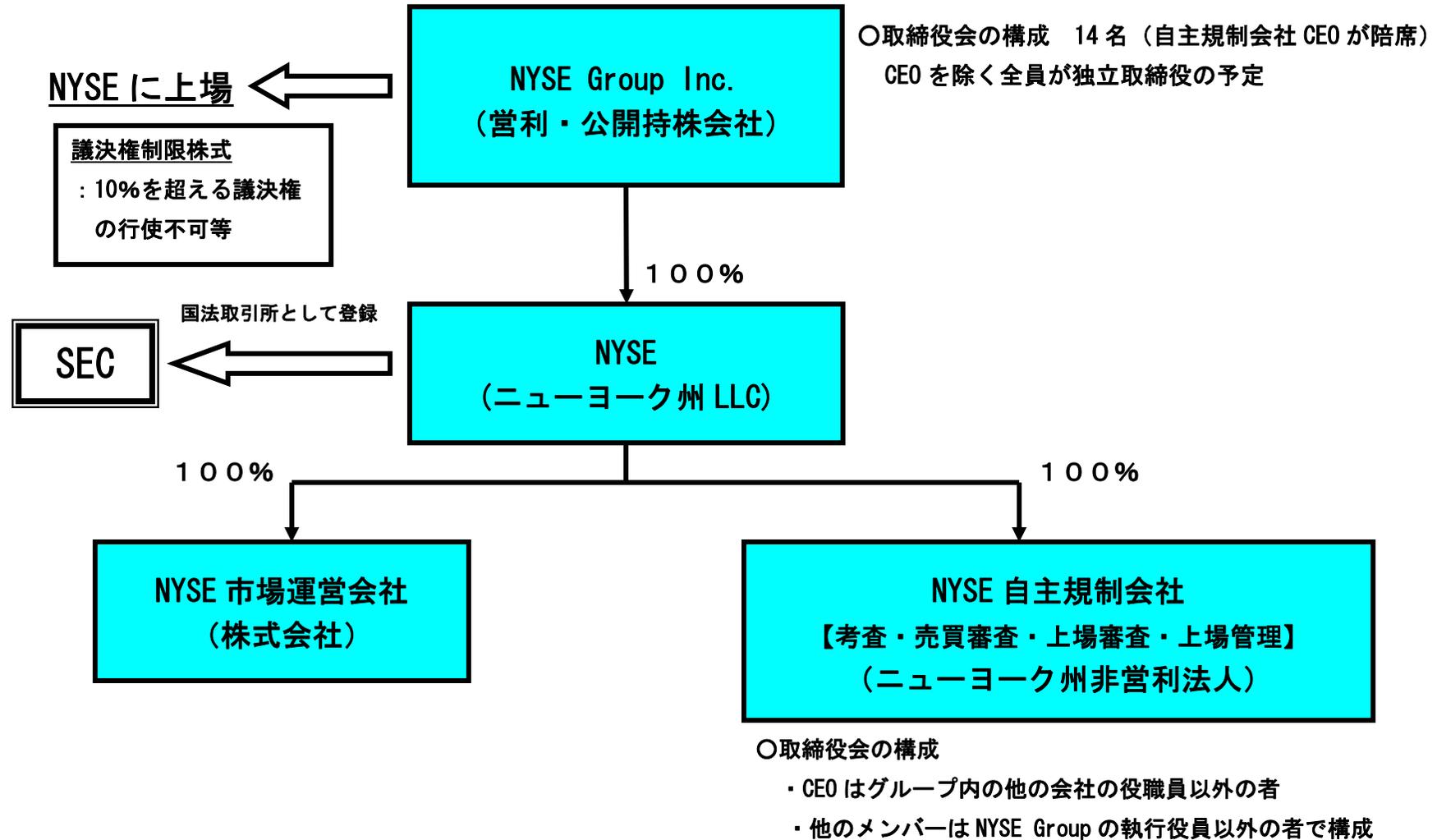
(データは平成17年9月末現在)

取引所 項目	東 京 (株式会社)	大 阪 (株式会社)	名 古 屋 (株式会社)	福 岡 (会員制法人)	札 幌 (会員制法人)	ジャスダック (株式会社)
役員数(うち社外)	12(7)	9(6)	10(7)	10(8)	10(8)	13(8)
職員数	728	204	40	18	10	141
上場内国会社数(うち単独上場会社)	2,291 (1,409)	1,071 (356)	390 (98)	155 (37)	92 (13)	944 (939)
第一部	1,655 (873)	668 (34)	260 (8)	151 (33)	90 (11)	
第二部	502 (402)	279 (205)	116 (76)			
新興企業市場(注)	134 (134)	124 (117)	14 (14)	4 (4)	2 (2)	
上場外国会社数	27	1	—	—	—	—
上場株式数(億株)	3,291	2,221	1,333	716	616	126
株式時価総額(兆円)	453	293	179	95	87	14
一日平均売買高(百万株) (17年度:4月~9月)	2,062	68	2	0.1	0.02	170
一日平均売買代金(十億円) (17年度:4月~9月)	1,691	95	3	0.1	0.05	77

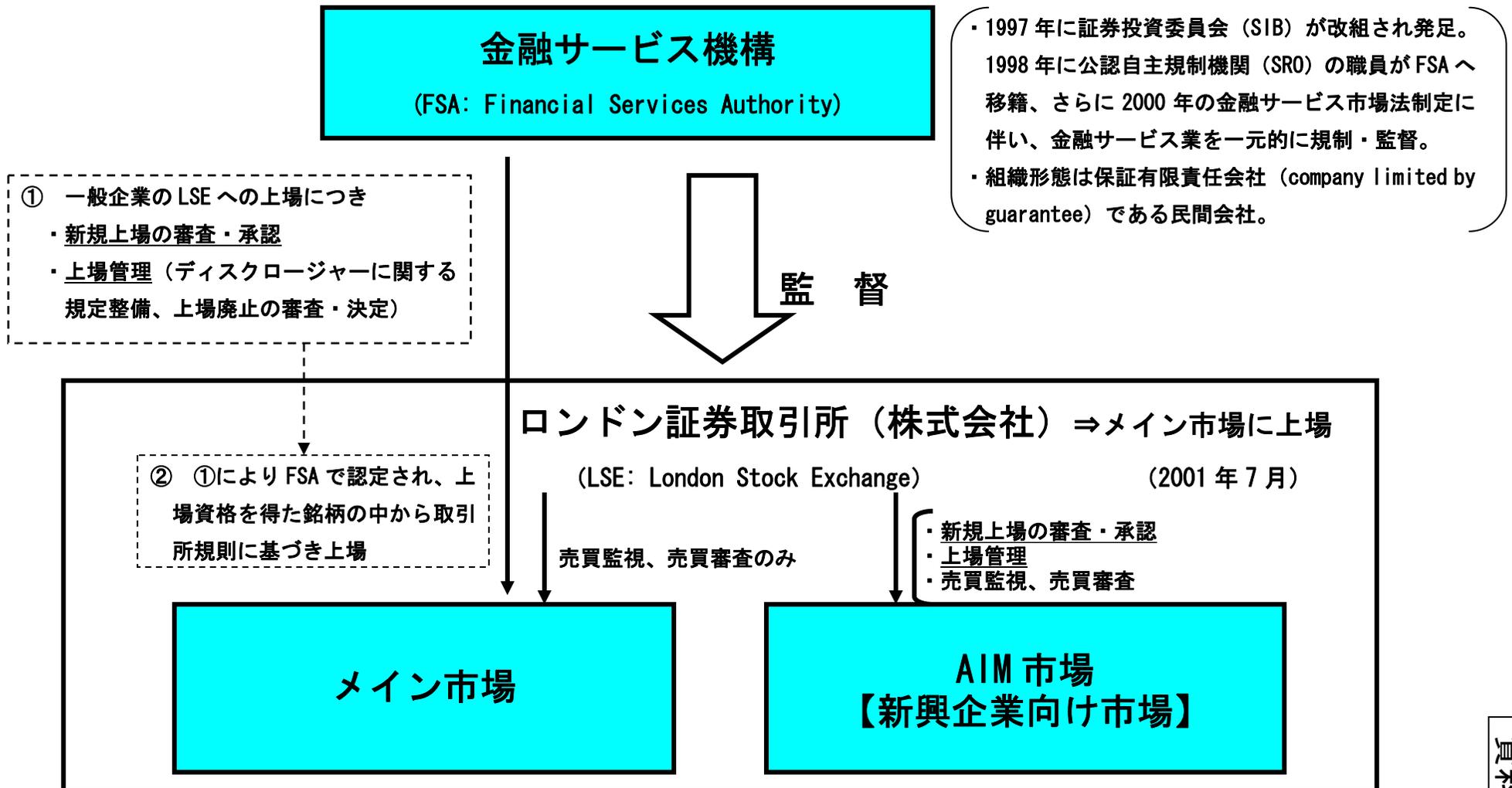
(注1)「新興企業市場」は、それぞれ、東京(マザーズ)、大阪(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)、名古屋(セントレックス)、福岡(Q-board)、札幌(アンビシャス)。

(注2)上場株式数、株式時価総額、売買高、売買代金には外国会社の株式は含まない。

ニューヨーク証券取引所（NYSE）の組織改革案  
 （SEC に提出された申請内容等から作成。詳細は未定。）



## ロンドン証券取引所（LSE）に係る自主規制組織について



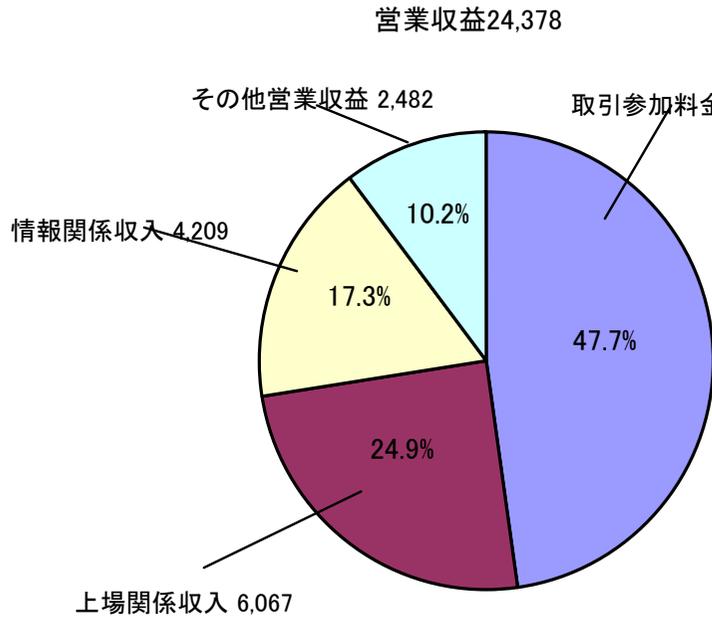
# 東京証券取引所とNYSEの収益構造

(単位:百万円)

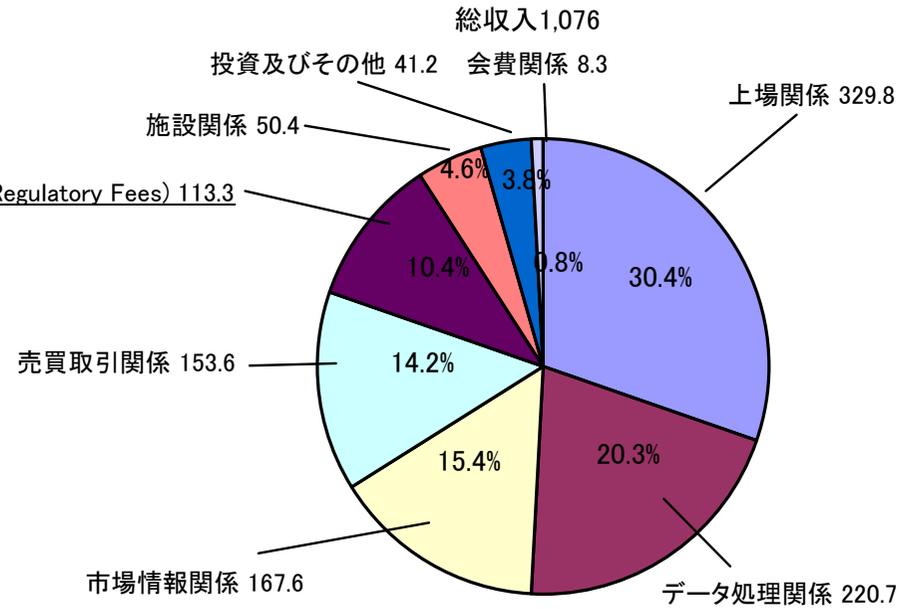
(単位:百万米ドル)

東京証券取引所〔17年9月中間期〕

NYSE〔2004年12月期〕



※規制関係(Regulatory Fees) 113.3



※ 規制関係料金は、①会員規制料、②市場監視料、及び③その他、から構成 (過怠金については、「投資及びその他」に計上)

- ① 会員規制料は、NYSE会員証券会社の収入に対し、一定割合を課金
- ② 市場監視料は、スペシャリスト、非スペシャリスト別に会員数に応じて課金
- ③ その他としては、申請手数料 等

資料1-7

○ 証券取引所の株主ルール

- ・ 5%超の場合： 内閣総理大臣に対象議決権保有届出書を提出

【証券取引法第 103 条の 2】

- ・ 20%以上の場合： 内閣総理大臣の事前認可

【同法第 106 条の 3】

(認可基準) ① 認可申請者がその対象議決権を行使すること

により、株式会社証券取引所の業務の健全かつ

適切な運営を損なうおそれがないこと

② 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関

し十分な理解を有すること

③ 認可申請者が十分な社会的信用を有する者で

あること

※ ただし、取引所等による株式取得の場合は認可不要

- ・ 50%超の場合： 保有禁止 【同法第 103 条】

## 海外の取引所主要株主に対する規制の概要

	米	英	仏	独
規制の概要	<p>取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にない。</p> <p>(注) 取引所の定款等において、株式の保有制限や議決権の制限等を定める場合あり。</p>	<p>取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にない。</p> <p>(注) ロンドン証券取引所は定款で 4.9% を超える株式の保有を制限していたが、同取引所は、自市場に上場するにあたり制限を撤廃 (2001 年 7 月)。</p>	<p>直接的又は間接的に市場企業 (取引所) の資本又は議決権の 1/10 1/5 1/3 1/2 2/3 を所有する者は当局に通知する義務がある。</p> <p>経済大臣は、資本参加の所得又は拡大が行われた場合、市場の良好な運営という利益のため、状況が正常化するまでの間、直接的又は間接的に保有されている取引所の株式に付随する議決権の実行停止を裁判所に求めることが可能。</p>	<p>「相当なる持分」 (取得後の持分がそれぞれ議決権の 10% 20% 33% 50% 以上になる場合) を取得しようとする者は、取引所監督当局に事前の認可が必要。</p>
備考	<p>NYSE が株式会社化の上、自市場上場し、その際、自主規制部門を分離する予定である旨公表 (2005 年 4 月)。</p>	<p>上場審査等の自主規制業務は FSA に移管 (2000 年)。</p>		